

令和 5 年 4 月 吉日

お客様各位

**【重要】ハウス B/L 情報報告義務周知のお願い / ゴールデンウィーク期間中の
出航前報告制度(SPD/HLD)受信時における弊社対応に関するご案内**

平素より弊社サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

ゴールデン期間中(令和 5 年 4 月 29 日～5 月 7 日)のハウス B/L 未報告(報告遅延を含む)による日本税関当局からの SPD(船卸一時停止)受信時の弊社対応を下記の通りご案内いたしますのでご協力の程よろしくお願い致します。

記

ゴールデンウィーク期間中のハウス B/L 情報報告義務周知のお願い

当該期間中にハウス B/L の未報告(報告遅延も含む)により日本税関当局から事前通知 SPD(船卸一時停止)等が発せられますと、当該 B/L は日本国内で荷卸しが出来なくなりますので、日本側 NVOCC(荷受人)様におかれましては、積地側 NVOCC(荷送人)様に対して早期報告の周知徹底を改めてお願い致します。

また万が一荷送人様側から報告が無い場合は荷受人様側でのご対応を重ねてお願い致します。

ゴールデンウィーク期間中の出航前報告制度(SPD)受信時の対応について

当該期間中に本邦に入港する本船に船積みされている貨物で、日本税関当局よりハウス B/L 未報告による事前通知 SPD(船卸一時停止)を受けた貨物は、船卸許可が確認出来ない限り国内の港で荷卸をせずに発地に積戻し、若しくは他外国の港までの揚地変更とさせて頂くことになります。貨物の到着・引き渡し大幅に遅れる事と併せ当該手配により発生した諸費用は全額日本側 NVOCC(荷受人)様に一旦請求させていただきますことご了承願います。

*ハウス B/L の登録不備に伴う事前通知 HLD(ホールド)が発せられた場合も船卸許可を確認出来ない限り SPD と同様の対応とさせていただきます。

弊社で法令順守及びお客様からお預かりした積荷を滞りなくお引渡しする為、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上